

## 板橋区ものづくり技術承継事業費補助金交付要綱

(平成22年12月1日区長決定)

### (目的)

第1条 この補助金は、板橋区の緊急かつ重要なものづくり技術の承継に資する事業を、社団法人板橋産業連合会(以下「産業連合会」という。)が自ら企画立案して、実施するために要する経費の一部を補助することにより、区内ものづくり高度技術を若手技術者に円滑に承継させることを目的とする。

### (補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、産業連合会が「ものづくり技術承継」のために行う事業で、[別表1](#)に掲げるもののうち区長が必要と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる事業費について対象経費の3分の1(千円未満切捨)以内かつ180万円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 産業連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書([第1号様式](#))と次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書などの写し
- (2) 経費の見積書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定及び通知)

第5条 区長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書([第2号様式](#))により産業連合会に通知するものとする。

### (申請の取り下げ)

第6条 産業連合会は、前条の補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議がある場合には、補助金の交付決定通知を受けた日から14日以内において、その申請を取り下げることができる。

### (補助事業の変更等)

第7条 産業連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申

請書(第3号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付申請書に記載された内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めた時は、これを承認し、変更等承認通知書(第4号様式)により、産業連合会に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、区長は補助金の額を変更することができる。

(実績報告)

第8条 産業連合会は、補助事業完了後速やかに実績報告書(第5号様式)のほか、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書等の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による実績書を受領した後、内容の審査を行い、事業内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第6号様式)を産業連合会に通知する。

(補助金の支払)

第10条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金請求書(第7号様式)に基づき支払う。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第11条 区長は、産業連合会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の経理等)

第12条 産業連合会は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(検査)

第13条 産業連合会は、区長が指定した区職員が補助事業の管理運営及び経理等の状況に

ついて検査をする場合又は補助事業の実施状況について報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

(他の規定との関係)

第14条 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

別 表 （第2条関係）

補助対象経費は、次に掲げるものとする。

謝 金	高度技術者の講師料
機 械 類 使 用 料	技術者の工場で設置してある機械等の使用料
賃 借 料	事業実施に必要な作業場・会場賃借料 ※ただし、産連会館使用料を除く
教 材 費	実習を行う際の材料費・加工費等
印刷製本費	事業周知のためのポスター・チラシ等作成
消 耗 品 費	事業実施に直接必要な消耗品購入費
通 信 費	郵送等経費・振込手数料
諸 経 費	技術試験手数料

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

（あて先）

板橋区長

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

板橋区ものづくり技術承継事業補助金交付申請書

平成 年度板橋区ものづくり技術承継事業補助金の交付を受けたいので、板橋区ものづくり技術承継事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の内容及び経費

別紙、平成 年度板橋区ものづくり技術承継事業実施計画書及び経費見積書のとおり

第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

社団法人 板橋産業連合会  
会長 様

板橋区長 坂 本 健

板橋区ものづくり技術承継事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった平成 年度板橋区ものづくり技術承継事業補助金について、板橋区ものづくり技術承継事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付する。

記

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助金交付の条件  
板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱の規定による。
- 3 補助金の請求  
事業終了後、速やかに補助金の請求を行うこと。
- 4 事業の内容及び経費の区分  
別紙、平成 年度板橋区ものづくり技術承継事業実施計画書及び経費見積書のとおり

第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）

板 橋 区 長

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

板橋区ものづくり技術承継事業変更等承認申請書

平成 年 月 日付 板 第 号で、交付決定の通知を受けた平成  
年度板橋区中小企業活性化支援事業について、板橋区ものづくり技術承継事業補  
助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更又は中止したいので申  
請します。

記

- 1 変更又は中止事項
- 2 変更又は中止理由
- 3 変更内容

第4号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

様

板橋区長

板橋区ものづくり技術承継事業変更等承認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった平成 年度板橋区ものづくり技術承継事業補助金について、板橋区ものづくり技術承継事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、（変更・中止）を承認する。

記

1 変更又は中止事項

2 変更又は中止理由

3 変更内容

別紙、平成 年度板橋区ものづくり技術承継事業実施計画（変更前・変更後）  
のとおり

第5号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

（あて先）

板 橋 区 長

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

板橋区ものづくり技術承継事業実績報告書

平成 年 月 日付 板 第 号で、交付決定の通知を受けた平成  
年度板橋区ものづくり技術承継事業の実績について、板橋区ものづくり技術承継  
事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告し  
ます。

記

1 事業実績報告書

別紙、平成 年度板橋区ものづくり技術承継事業実績報告書のとおり

2 添付書類

事業実績の事実が確認できる書類（領収書写し等）

第6号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

様

板橋区長

板橋区ものづくり技術承継事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付 板 第 号で、交付決定した平成 年度板橋区ものづくり技術承継事業は、平成 年 月 日付で提出された実績報告を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記のとおり額を確定する。

記

1 確定額 金 円

第7号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

（あて先）

板 橋 区 長

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

板橋区ものづくり技術承継事業補助金請求書

平成 年 月 日付 板 第 号で補助金確定の通知を受けた平成  
年度板橋区ものづくり技術承継事業補助金について、板橋区ものづくり技術承継  
事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 円